

## 岡山理科大学附属高等学校PTA会則

第1条 本会は、岡山理科大学附属高等学校PTAと称し、事務局を本校内に置く。

第2条 本会は、本校生徒の保護者、本校教職員および本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第3条 本会は学園の方針による本校教育の進展に寄与することを目的とし、併せてその事業を援助する。

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 学校の経営、施設、設備の協力及び援助に関する事項
- (2) 生徒学習上の便益助成に関する事項
- (3) 生徒の生活指導に関する事項
- (4) 体育・保健衛生に関する事項
- (5) 教職員の研究調査等の後援に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

第5条 本会に次の職を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名
- (3) 書 記 4名
- (4) 監 査 2名
- (5) 評 議 員 学級から若干名

ただし、副会長、書記及び監査の定数については、必要に応じて変更することができる。

第6条 会長、副会長、書記及び監査は、総会において選出する。任期は1ヵ年とし、再任を妨げない。

第7条 各職の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、総会及び評議員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会議録を作成し、庶務に従事する。
- (4) 評議員は、評議員会を構成し、会務全般にわたる諸事項を審議する。
- (5) 監査は、会計を監査する。

第8条 本会には、次の顧問を置く。

- (1) 理事長は、顧問となる。
- (2) 会員の任期を終えた会長は、顧問となる。任期は1ヵ年とする。  
再任は次期会長が委嘱し、1ヵ年とする。
- (3) 顧問は、総会・評議員会・役員会に出席することができ、本会の諮問に応じる。

第9条 各種委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 広報委員会
- (2) 保導厚生委員会
- (3) 環境美化委員会

第10条 評議員は、評議員会の承認を得て、いずれかの委員会に属する。

第11条 各種委員会は、委員の互選により、委員長1名、副委員長若干名を置く。

第12条 各種委員会は、会務について計画を立案し、評議員会の承認を得た上で、その実行に当たる。

第13条 本会の会議は、総会、役員会及び評議員会とする。

2 総会は、毎年一回以上会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及びその報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員の変更
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要な事項

- 3 役員会は、会長、副会長及び書記で構成する。
- 4 評議員会は、必要により会長が招集する。特に緊急な事項に関しては総会の権限を代行することができる。ただし、決定した事項は、次の総会において報告しなければならない。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを議決する。

第14条 本会の経費は、次の諸収入で支弁する。

- (1)入会金 500円
- (2)会費月額 1,400円
- (3)寄附金
- (4)雑収入

第15条 本会に事務局をおき、下記のことを行う。

- (1) 本会の会議に関すること。
- (2) 本会の審議資料の作成に関すること。
- (3) 本会の庶務に関すること。
- (4) 本会の会計に関すること。
- (5) その他本会の運営に関し必要な事項に関すること。

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第17条 本会は、会則に基づき、必要に応じて細則を定めることができる。

#### 附 則

この会則は昭和37年4月1日から施行する。

#### 中 略

この会則は、昭和63年6月2日から施行する。

この会則は、平成13年6月1日から施行する。

この会則は、平成14年5月18日から施行する。

この会則は、平成15年5月17日から施行する。

この会則は、平成16年5月15日から施行する。

この会則は、平成18年5月13日から施行する。

この会則は、平成19年5月19日から施行する。

この会則は、平成21年5月16日から施行する。

この会則は、平成25年5月25日から施行する。

この会則は、令和元年5月18日から施行する。

## 岡山理科大学附属高等学校PTA慶弔規程

第1条 試合その他対外的に優秀な成績を収めた部及び個人ならびに人命救助等特に善行のあった生徒は、これを表彰する。

第2条 生徒及び会員の凶事弔問は、次のごとく定める。

- (1) 生徒の死亡 30,000円
- (2) 会員の死亡 10,000円
- (3) 会員の不慮の災害等に対する見舞金 協議決定

第3条 在職中教職員が死亡したときは、協議のうえ決定する。

第4条 この規程の施行は、PTA会長並びに学校長が協議のうえ行う。

附 則 この規程は、昭和57年5月24日から施行する。

この規程は、昭和60年12月17日から施行する。

この規程は、平成12年4月28日から施行する。

この規程は、平成16年5月15日から施行する。

この規程は、平成17年5月14日から施行する。

この規程は、平成18年5月13日から施行する。

この規程は、平成30年5月19日から施行する。